



山形県公報

令和6年3月26日(火)
第489号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……338
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………(高齢者支援課) ……同
- 介護老人保健施設の許可の一部の効力の停止……………(同) ……339
- 指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………(同) ……同
- 障害者就業・生活支援センターの変更の届出……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……340
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- すけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……341
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……342
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……343
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……344
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 昭和44年12月県告示第1320号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(砂防・災害対策課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……345

議 会 関 係

規 則

- 山形県議会会議規則の一部を改正する規則……………346

告 示

- 山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程……………347
- 山形県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程……………349

教育委員会関係

規則

- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………350
- 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則……………351

公 告

- 監査結果の公表……………（監査委員）…同

告 示

山形県告示第212号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyllysergamide）
- (2) 2- { [(4-プトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Butonitazene）
- (3) 1-(ベンゾ [d] [1,3] ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ) ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和6年3月16日

山形県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社チェリーハウス 東置賜郡高島町福沢南8番地3	グループホームはなみずき 東置賜郡高島町大字福沢27番地1	共同生活援助	令和6.3.15

山形県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を次のとおり停止した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の効力の停止の内容	指定の効力の停止の期間	サービスの種類
社会福祉法人尾花沢福祉会	介護老人保健施設ハイマート 福原 尾花沢市大字野黒沢554番地 29	新規利用者の受入れを停止する。	令和6年3月22日から同年6月21日まで	通所リハビリテーション 短期入所療養介護

山形県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可の一部の効力を次のとおり停止した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称	介護老人保健施設の名称及び所在地	許可の効力の停止の内容	許可の効力の停止の期間	サービスの種類
社会福祉法人尾花沢福祉会	介護老人保健施設ハイマート 福原 尾花沢市大字野黒沢554番地 29	新規利用者の受入れを停止する。	令和6年3月22日から同年6月21日まで	介護保健施設サービス

山形県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を次のとおり停止した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の効力の停止の内容	指定の効力の停止の期間	サービスの種類
社会福祉法人尾花沢福祉会	介護老人保健施設ハイマート 福原 尾花沢市大字野黒沢554番地 29	新規利用者の受入れを停止する。	令和6年3月22日から同年6月21日まで	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護

山形県告示第217号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	変 更 事 項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
社会福祉法人山形県社会福祉事業団	事務所の所在地	長井市高野町二丁目3番1号	東置賜郡川西町大字高山1913番地
		酒田市北新橋一丁目1番地18	同 左

山形県告示第218号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年3月18日から適用する。
- 2 令和6年3月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第219号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年3月18日から適用する。
- 2 令和6年3月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第221号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第222号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第223号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第224号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
水 利 施 設 等 保 全 高 度 化 事 業 (農 地 集 積 促 進 型)	広 野 下 川 原 地 区	令 和 6 年 2 月 29 日

山形県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
令和6年3月18日

山形県告示第226号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を令和6年2月29日に解除した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	住 所
山 形 県 森 林 組 合 連 合 会	山形市成沢西四丁目9番32号
北 村 山 森 林 組 合	尾花沢市大字尾花沢字南原1723番地の3
最 上 広 域 森 林 組 合	最上郡真室川町大字新町字下荒川270番地の1
山 形 県 木 材 産 業 協 同 組 合	山形市松栄一丁目5番41号

山形県告示第227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を令和6年2月29日に解除した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	住 所
山 形 県 森 林 組 合 連 合 会	山形市成沢西四丁目9番32号

山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町西里字下槇15番4から
同 谷地字月山堂150番7まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月27日

山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市西落合字中之坪65番2から 同 屋敷564番1まで	旧	28.0メートル } 11.6	メートル } 343
同 上	新	50.0メートル } 14.0	同 上

山形県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字大舟字船ヶ崎1023番19から 同	2565番1まで	旧	14.0メートル } 8.2	431メートル
同	上	新	17.4メートル } 10.4	同上

山形県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 口田沢川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字大舟字船ヶ崎1023番19から 同	須崎1007番6まで	旧	14.0メートル } 8.2	448メートル
同	上	新	18.2メートル } 10.4	同上

山形県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市西落合字中之坪65番2から
同 屋敷564番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日

山形県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉庭時田糠野目線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字大舟字船ヶ崎1023番19から
同 2565番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日

山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 口田沢川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字大舟字船ヶ崎1023番19から
同 須崎1007番6まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日

山形県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形河川国道事務所管内 最上川上流村山地区
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年9月28日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深（地図情報レベル1000）、航空レーザ測量（地図情報レベル500））

山形県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
最上町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 最上都市計画下水道事業
(2) 名称 最上町公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年12月9日から令和13年3月31日まで

山形県告示第237号

昭和44年12月県告示第1320号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第25項を次のように改める。

- 25 (1) 区域の名称 鍋倉（1）
(2) 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
酒 田 市		北 沢	大 坂	146番	1号
				204番1	2号
			鍋 倉	41番	3号
				40番	4号
				42番1	5号
				42番2	6号
				65番	7号
				70番1	8号
			大 坂	209番1	9号
				156番	10号
			鍋 倉	73番2	11号
			大 坂	149番2	12号
				133番1	13号

山形県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和6年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
日本建築検査協会株式会社
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
東京都中央区日本橋三丁目12番2号	東京都中央区日本橋二丁目12番6号	令和 6. 3. 18

議 会 関 係

規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

山形県議会議長 森 田 廣

山形県議会規則第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第102条（資格決定の審査）」を「第102条（資格決定の審査）」に、「第17章 補則」を第102条の2（資格決定の通知）」

「第17章 補則

第124条の2（電子情報処理組織による通知等）に改める。

第124条の3（電磁的記録による作成等）」

第2条中「その他の事故」を「、育児、介護その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第8条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、開議時刻を繰り上げることができる。ただし、出席議員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、開議時刻を繰り上げることができる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第11章中第102条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第102条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第104条中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届けたものについては」に改める。

第120条中「電子計算機」を「電子計算機（入出力装置を除く。）」に、「をいう」を「をいう。第124条の2第4項及び第124条の3において同じ」に改める。

第17章中第125条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第124条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限り。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第40条第3項、第91条第1項、第92条第1項及び第120条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第124条の3 この規則の規定（第28条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

山形県議会議長 森 田 廣

山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第124条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第124条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第124条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第124条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第124条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第8条 会議規則第124条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第9条 会議規則第124条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 会議規則第124条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 会議規則第124条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合
(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第124条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

- 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第124条の2及び第124条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第124条の2及び第124条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

山形県議会告示第2号

山形県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

山形県議会議長 森 田 廣

山形県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号。以下「委員会条例」という。）に規定する通知、作成及び保管を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

- (2) 電子証明書 委員会に対して通知を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別できるものに限り。）であって、次に掲げるものをいう。

- イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの
- ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの
（通知に係る電子情報処理組織）

第3条 委員会条例第19条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会又は委員長（以下この条において「委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と、委員会に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による通知）

第4条 委員会条例第19条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会に対して通知を行う者は、委員長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（電磁的記録による記録の作成）

第5条 委員長は、委員会条例第26条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第124条の2第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第6条 委員会条例第26条第3項の議長が定める措置は、電子署名とする。

（会議規則との関係）

第7条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第19条第1項の規定によるものを除く。）及び保管を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第124条の2及び第124条の3の規定の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保管を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第2号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「免除」を「免除し、及び中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活動に参加する団体が使用する場合にあつては同表に定める額の5分の4に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額」に改める。

別表中 「山形県立鶴岡南高等学校
山形県立鶴岡北高等学校」 を 「山形県立致道館高等学校」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第3号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年7月教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「指針第3（1）」を「指針第2章第1節（1）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
山形県監査委員 高 橋 啓 介
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関56箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
工業技術センター置賜試験場	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
寒河江工業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
村山産業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄神室産業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員

荒砥高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
楯岡特別支援学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
尾花沢警察署	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄警察署	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
内水面水産研究所	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
神室少年自然の家	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
上山明新館高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
北村山高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
置賜農業高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
米沢養護学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
村山警察署	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
米沢警察署	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
福祉相談センター	令和6年1月11日	奥山委員	松田委員
こども医療療育センター	令和6年1月11日	奥山委員	松田委員
産業技術短期大学校	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
病虫害防除所	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
精神保健福祉センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
高度技術研究開発センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
産業技術短期大学校庄内校	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
森林研究研修センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
図書館	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
教育センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
寒河江高等学校	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員

衛 生 研 究 所	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
金 峰 少 年 自 然 の 家	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
東 桜 学 館 中 学 校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
山 形 盲 学 校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
米 沢 東 高 等 学 校	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
高 畠 高 等 学 校	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員
長 井 工 業 高 等 学 校	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員
山 形 東 高 等 学 校	令和6年1月31日	松田委員	—
山 形 空 港 事 務 所	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
山 形 工 業 高 等 学 校	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
天 童 警 察 署	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	令和6年2月8日	松田委員	—
村 山 教 育 事 務 所	令和6年2月8日	松田委員	—
山 形 豊 学 校	令和6年2月8日	松田委員	—
朝 日 少 年 自 然 の 家	令和6年2月8日	海老名委員	—
山 形 養 護 学 校	令和6年2月8日	海老名委員	—
山 形 警 察 署	令和6年2月8日	海老名委員	—
山 形 南 高 等 学 校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
山 辺 高 等 学 校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
谷 地 高 等 学 校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員

朝 日 学 園	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
青 年 の 家	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
山 形 中 央 高 等 学 校	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
左 沢 高 等 学 校	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 北村山高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘、注意された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 1件

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

請求書受理日 令和5年1月11日

支払期限 令和5年1月25日

支払日 令和5年5月30日

支出額 22,200円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

検査日 令和4年12月31日

請求書受理日 令和5年5月22日

支払日 令和5年5月29日

支出額 30,900円

ロ 農業総合研究センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 1件

一般需用費（試験研究用資材（コーキングガンほか）の購入）

請求日 令和4年9月8日

支払期限 令和4年9月22日

支払日 令和5年1月6日

支出額 2,722円

ハ 高度技術研究開発センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

A重油（令和5年7月分）

検査日 令和5年7月3日

請求書受理日 令和5年12月21日

支払日 令和6年1月16日

支出額 871,200円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 1件

A 重油(令和5年10月分)

検査日 令和5年10月4日

請求書受理日 令和5年12月21日

支払日 令和6年1月16日

支出額 904,200円

ニ 工業技術センター

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 5件 合計 1,765,362円

主な事例は以下のとおり

灯油(令和5年7月分)

検査日 令和5年7月26日

請求書受理日 令和5年12月21日

支払日 令和6年1月16日

支出額 527,340円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計 631,154円

主な事例は以下のとおり

灯油(令和5年10月分)

検査日 令和5年10月16日

請求書受理日 令和5年12月21日

支払日 令和6年1月16日

支出額 31,416円

ホ 米沢東高等学校

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

- a 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するもの 1件

令和5年6月支給分

既支給額(100分の80) 337,385円

正支給額(100分の70) 295,212円

要返納額 42,173円

- b 通勤手当について、育児休業から復職しているにもかかわらず支給していないため追給を要するもの 1件

令和5年6月から令和5年11月支給分

既支給額 0円

正支給額 15,000円

要支給額 15,000円

ヘ 山形東高等学校

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 17件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和5年7月10日

支払日 令和5年11月29日

ト 職員育成センター

(イ) 随意契約の要件に該当しないもの

(内容)

競争入札に付すべきところ、随意契約を行っているもの 1件

木質ペレットの購入（単価契約）

予定価格 1,650,000円

契約年月日 令和5年6月5日

チ 村山教育事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 35件

3箇月超 18件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの（置賜農業高等学校）

(ロ) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（こども医療療育センター、新庄警察署）

ロ 支出

(イ) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの（山形警察署）

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（左沢高等学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（山辺高等学校、村山警察署）

(ニ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（農業総合研究センター）

(ホ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの（山形工業高等学校）

ハ 契約

(イ) 業務委託契約書の契約金額を総額により伺っているにもかかわらず、単価により算出する契約書としているもの（寒河江高等学校）

(ロ) 長期継続契約に係る契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているもの（東桜学館高等学校）

(ハ) 年度毎業務完了報告書の提出を受けておらず、債務の履行確認が不十分なもの（職員育成センター）

(ニ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないもの（山形東高等学校）